

子育てをお手伝いする提供会員さん募集 ～子どもが大好きな人。地域の子育てはじめてみませんか？～

ファミリー・サポート・センターとは？
「子育てのお手伝いを受けたい人」（依頼会員）と「お手伝いをしたい人」（提供会員）が会員登録し、当センターを橋渡しとして、会員同士で子どものお世話を一時的に有料で応援し合う組織です。

ファミサポの主な活動

- ・こども園への送迎、習い事などへの送迎
- ・保育施設終了時から保護者の帰宅時間までの預かり
- ・通院や買い物など保護者の外出時の預かり など

提供会員の報酬 1時間あたり900円

提供会員の対象

市内に在住・在勤の方、子どもが大好きな方、子育て支援に熱意のある方
※資格・経験・性別は問いませんが、活動するために「ファミサポ講習会」を受講する必要があります。
(受講料無料・要予約)
本市では、7月と8月に「ファミサポ講習会」を日本フネン市民プラザにて開催します。ぜひ、申し込みください。



講座内容	講師	日程
① 保育の心	山地先生（健祥会学園保育学科主任）	8月16日(出) 10:00～12:00
②-1 心の発達とその問題	大林先生（こども発達支援研究室 きりん）	7月26日(出) 13:00～15:00
②-2 心の発達とその問題	井上先生（公私連携認定こども園 成稔）	8月 3日(日) 10:00～12:00
③ 身体の発育と病気	植松先生（四国大学看護学部教授）	8月17日(日) 13:00～15:00
④-1 小児看護の基礎知識	森先生（看護師）	7月26日(出) 10:00～12:00
④-2 小児看護の基礎知識	小島先生（助産師）	8月17日(日) 10:00～12:00
⑤ 安全・事故	徳島中央広域連合東消防署 救急救命士	8月 2日(出) 13:00～16:00
⑥ 子どもの世話	笠井先生（四国大学児童学科准教授）	8月 3日(日) 13:00～15:00
⑦ 子どもの遊び	河上先生（四国大学名誉教授）	8月 2日(出) 10:00～12:00
⑧ 子どもの栄養と食生活	長尾先生（管理栄養士）	8月 9日(出) 10:00～14:00
⑨-1 保育サービスを提供するために	太田先生（社会福祉士）	8月10日(日) 10:00～12:00
⑨-2 保育サービスを提供するために	ファミサポ所長	8月10日(日) 13:00～14:00

ファミリー・サポート・センター事業についての詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ
二次元コード



●問い合わせ・申し込み **吉野川市ファミリー・サポート・センター ☎22-2440**

戸籍に氏名のフリガナが記載されますので、 確認をお願いします



令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名のフリガナが追加されることになりました。

令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定のフリガナが通知されます。本市が本籍地の方については、令和7年7月中旬以降に通知はがきを発送する予定です。**通知が届きましたら、必ず内容を確認してください。**

(特に、「ヤ・ユ・ヨ・ツ」などの小文字が大文字になっていないかご確認ください。)
通知されたフリガナが、日常使用しているフリガナと異なっている場合は、必ずフリガナの届け出をしてください。

氏のフリガナは、原則として※筆頭者が届け出ることとなります。
名のフリガナは、本人（15歳未満の場合は、親権者等の法定代理人）が届け出ることとなります。

届け出については、マイナポータルを利用してオンライン上で届け出を行うことが可能ですので、活用してください。なお、窓口や郵送での届け出もできます。届書の様式については、市ホームページに掲載するほか、窓口にも備え付けます。
※戸籍の最初に記載されている人のことを指します。

フリガナが正しい場合は、届け出がなくても、令和8年5月26日以降に、通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。ただし、早期の戸籍へのフリガナ記載を希望される場合は、届け出をすることができます。

届け出を行わず、戸籍に記載された後に氏名のフリガナを変更する場合は、一度に限り変更の届け出ができます。(届け出を行った後に氏名のフリガナを変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要です)。

なお、フリガナの届け出に手数料は一切かかりません。また、届け出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。フリガナの届け出に当たって法務省や市区町村が金銭を支払うよう要求することはありませんので、詐欺に注意してください。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください

戸籍に氏名のフリガナが記載されるようになります。

制度の詳細はこちら [法務省民事局 戸籍 フリガナ](#)

法務省ホームページ
二次元コード

●問い合わせ **市民生活課 ☎22-2210 FAX22-2245**